

令和7年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

資料2

【令和6年産】

水田活用の直接支払交付金【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.5万円（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○畑地化促進助成 ※①～③はR5補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畑地化支援*
- ②定着促進支援*
- ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援*

など

畑地化促進事業【R5補正】

- 畑地化支援*：14.0万円/10a
- 定着促進支援*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
- ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業*【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）

【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など*
- ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
- ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
- ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○畑地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨

- ①畑地化支援*
- ②定着促進支援*
- ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援*

など

畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援*：10.5万円/10a
- 定着促進支援*：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
- ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
- ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
 - ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）
- ※会計検査院からの指摘を踏まえ取組や現場確認の改善を実施

コメ新市場開拓等促進事業*【R7当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
 - ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
- ※現場確認の改善を実施

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

- ①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
- ②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	- 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) - or 単価7.5万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) - or 単価7.0万円/10a	- 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) - or 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円／10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能

畑地化促進事業について（7年産単価）

- 「畑地化促進事業」については、畑作物が連続して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、**畑地化支援・定着促進支援**等により着実に支援する仕組みを措置。本事業により、令和6年産までに合計約4.8万haについて畑地化を行い、畑作物の本作化を推進。
- **令和6年産の畑地化支援の単価**については、事業開始以降、麦・大豆の生産拡大を進めている中、畑地化の合意形成などの意見調整に時間を要している産地があったことから**14.0万円/10a**としていたところ、**令和7年産の支援の単価**については、**先に畑地化に取り組んだ者との公平性**の観点から、いずれも基本となる**10.5万円/10a**とし、産地化を進めるための**定着促進支援の単価（2.0万円/10a×5年間）は維持**することとする。

◆ 畑地化取組年度による支援金額の違い（畑作物（麦、大豆、飼料作物）の場合）

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和5～7年以降の支援総額
令和5年産に畑地化実施	畑地化 〔畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	— 畑地化の合意形成などに時間を要している産地があったことから単価を維持	—	▶ 14.0万円/10a (+10万円/10a)
令和6年産に畑地化実施	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	畑地化 〔畑地化支援：14.0万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	— 先に令和6年産から畑地化に取り組んだ者との公平性の観点から単価引下げ	▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)
令和7年産に畑地化実施	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	水活受給 〔戦略作物助成：3.5万円/10a〕	畑地化 〔畑地化支援：10.5万円/10a 定着支援：2.0万円/10a×5年間〕	▶ 17.5万円/10a (+10万円/10a)

注：高収益作物の畑地化支援単価は、令和5年産 17.5万円/10a、令和6年産 14.0万円/10a

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）に係る
会計検査院からの指摘事項等について

- 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（現：畑作物産地形成促進事業）については、会計検査院による令和6年度会計検査の対象となっており、令和5年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。
- これらの実地検査を踏まえ、10月28日に農林水産大臣宛てに処置要求及び意見表示の文書が発出。当省として、会計検査院からの改善の処置要求等を踏まえ、一部要件の見直し等、当事業の適切な運用を進めていくこととしている。

会計検査における指摘事項	会計検査を踏まえた処置要求及び意見表示、当省の対応方針
（１）対象取組が低コスト生産等に対する効果を必ずしも十分に期待できるものとはなっておらず、支援が低コスト生産等のために効率的に行われていない 〔対象取組の中に、必要な品質や収量を得るために通常行うべき「基本的な作業」が含まれており、低コスト生産等に対する効果が必ずしも十分に期待できるものとなっていないかった。〕 （２）対象取組の実施状況等が適切に確認されていない 〔作業日誌等の実績確認書類において、助成対象取組を実施した日付、農地、取組面積、取組に用いた資材の使用量等が記録されておらず、実施状況が明確に確認できない事例があった。〕	（会計検査院の処置要求等） （１）対象取組について、低コスト生産等に対する効果が十分に期待できる内容等を検討すること（意見表示） （２）対象取組の実施状況等を適切に確認できるよう、実績確認書類の種類や、実績確認書類、現場等で確認をすべき事項を具体的に定めて、地域協議会等に周知すること（処置要求） （当省の対応方針） 今後、畑作物産地形成促進事業について、会計検査院の処置要求等を踏まえ、一部の要件や現場確認の改善を実施。

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用 of 直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物**及び**WCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1／2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	当初契約数量の8割に満たない場合に交付対象外（H24～）
麦・大豆	基準単収値の2分の1に満たない場合に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合に交付対象外 → 捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 <u>基準単収※の1／2に満たない場合、交付金を支払わない。</u>

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

10 申請される方が留意すべき事項

(1) 適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - ゲタ対策の面積払の交付金
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
 - 飼料作物、WCS用稲
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県ごと）等の1/2に満たない
 - その他の作物（ゲタ対策の面積払の対象作物を除く）
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
- ③ 自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

(2) 農業者年金を受給されている方は申請できません

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。既に経営移譲をしている方やこれから経営移譲する方は特に注意が必要です。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

(3) 農業経営の承継等

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続を行う必要があります。

- ① 相続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法人化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、最寄りの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。